

諮問番号：令和3年八重瀬町諮問第3号

答 申：令和3年5月10日

第1 審査会の結論

審査請求人が令和2年11月10日に請求した処分庁八重瀬町長（以下、「処分庁」という。）による「行政手続法に基づく審査基準の策定」に関する不作為の処分についての審査請求（以下、「本件審査請求」という。）は、却下されるべきである。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年3月6日付けで「八重瀬町行政手続条例第5条に定める各課の審査基準」について公文書公開請求を行い、処分庁は、平成29年3月21日（八重総第1661号）付けで「公文書不存在による請求拒否決定通知」の決定をした。（弁明書別紙1）
- 2 審査請求人は、処分庁に対し、令和元年8月30日付けで「行政手続法第5条の審査基準の策定。」について情報公開公文書公開請求を行い、処分庁は、令和元年9月13日（八重総第890号）付けで「公文書不存在による請求拒否決定通知」の決定をした。（弁明書別紙2）
- 3 処分庁は、令和2年10月16日、審査請求人に対し電話にて以下のとおり回答した。
 - ① 審査基準は作成すべきであるが、現時点では作成できていない。
 - ② 審査基準を作成すべきことは認識しており、全業務に係る審査基準をすぐに作成することはできないが、できるだけ早い時期に審査基準を作成していく。
- 4 審査請求人は、令和2年11月10日、「1. 当該不作為にかかる処分についての申請の内容及び年月日」に「平成27年8月に情報公開申請の際に、行政手続法に基づく審査基準の閲覧を求めたが、策定されてないと回答があった。令和2年10月15日に総務課長に審査基準の策定の状況について、確認したところ、審査基準の策定は必要であるが、未だ策定していないと回答があった。」と記載した行政不服審査請求書を提出し、本件審査請求を行った。
- 5 審理員は、令和3年1月14日、本件審査請求は却下されるべきであるとの審理員意見書を提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

行政手続法第5条第1項は、「行政庁は、審査基準を定めるものとする。」と規定しているところ、同条項が定める審査基準の策定は法的義務であり、八重瀬町において審査基準が策定されていない現状は、同条項に違反している。

2 処分庁の主張

審査請求人は「1. 当該不作為に係る処分についての内容及び年月日」は、具体的な行政処分並びに不利益処分の事実がなく、「2. 審査請求の趣旨」は、行政手続法に基づく審査基準の作成の必要性について記載されているが、行政不服審査法第3条の不作為についての審査請求について、どのような申請に対する行政の不作為を問題にしているのか、前提となる申請行為が特定されていない。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、審査請求自体適法なものとはいえないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

1 本件審査請求は、処分庁において行政手続法第5条第1項が定める審査基準を策定していないという不作為についてのものであるところ、行政不服審査法第3条は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と定めている。すなわち、不作為についての審査請求は、法令に基づく申請権が審査請求人に認められており、審査請求人がこれを行なったことが形式的要件として必要である。この点、本件審査請求は、処分庁において審査基準を策定していないという不作為を問題とするものであるところ、行政庁に対し審査基準を策定するよう求める申請権は、法令上審査請求人に認められてはいない。

よって、本件審査請求は、行政不服審査法第3条の定める不作為についての審査請求の形式的要件を欠き、不適法であるとして、却下されるべきである。本件審査請求は、不適法であって補正することができないと言わざるを得ない。

2 その他の主張について

審査請求人は、その他、反論書において肅々述べているが、いずれも、上記を覆すものでないから理由がない。

第5 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は次のとおりである。

令和3年2月24日審査庁から諮問の受理

令和3年3月11日審議

第6 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法または不当な点は認められない。

第7 結論

以上のとおり、審査請求人による本件審査請求は不適法であると認められ、本件審査請求は却下されるべきと考える。

以 上